様式第二十二(第十二条第一項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

届出書

令和4年11月17日

さいたま市長 殿

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区常盤〇-〇-〇 届出者の氏名又は名称 省エネ不動産 株式会社 代表者の氏名 代表取締役 さいたま 太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)又は同法附則第3条第2項前段(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

# 【届出の別】

- ■法第 19 条第 1 項前段の規定による届出 (新築の場合)
- □法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出 (新築で評価書\*\*1を活用する場合)
- □法附則第3条第2項前段の規定による届出 (特定増改築<sup>※2</sup>の場合)
- □法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出 (特定増改築\*\*2で評価書\*\*1を活用する場合)
- ※1 設計住宅性能評価書やBELS 評価書等。
- ※2 H29.3.31以前の既存建築物へ非住宅部分として300㎡を超える増改築で、その増改築する床面積の合計が、増改築後の建築物(非住宅部分)の2分の1以下のもの。

(本欄には記入しないでください。)

受付	寸欄		特記欄	整理番号欄
年	月	田		
第		号		
係員氏名				

【1. 建築主】	
【イ.氏名のフリガナ	- 】 ショウエネフト゛ウサン カフ゛シキカ゛イシャ タ゛イヒョウトリシマリヤク サイタマ タロウ
【口. 氏名】	省エネ不動産 株式会社 代表取締役 さいたま 太郎
【ハ.郵便番号】	330-0061
【二. 住所】	さいたま市浦和区常盤○-○-○
【ホ. 電話番号】	048-000-0000
【2. 代理者】	
【イ.氏名】	00 00
【口.勤務先】	株式会社 〇〇設計事務所 委任状の代理者と
【八.郵便番号】	○○○-○○○○ 一致させてください。
【二. 住所】	○○県○○市○○町1-2-3
【ホ. 電話番号】	000-000-0000
【3. 設計者】	
【イ.氏名】	00 00
【口.勤務先】	株式会社 〇〇設計事務所
【ハ.郵便番号】	000-0000
【二. 住所】	○○県○○市○○町1-2-3
【ホ. 電話番号】	000-000-0000
【4. 備考】	
(仮称)●●計	画
	<b>F</b>

建物の名称 又は 工事名称を記入してください。

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

(仮換地)さいたま都元 (2. 敷地面積】 750 m² (3. 建築面積】 300 m² (4. 延べ面積】 900 m² (5. 建築物の階数】 (地上) (6. 建築物の用途】 (長屋) □非住宅建築物 □一戸建ての住宅 (7. 建築物の住戸の数】 建築物全体 コーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 宅 ■ 15 戸 楽	階 一口住室 一口 改築 次部分を	(地下)	してください。  具体的な用途をカッコ書で記入してください。  複合建築物  住宅と非住宅の複合建設物の場合はこちらにチェクしてください。
<ul> <li>(4.延べ面積】 900 m²</li> <li>(5.建築物の階数】 (地上)</li> <li>(6.建築物の用途】 (長屋) (長屋) (長屋) (長屋) (長屋) (長屋) (長屋) (長屋)</li></ul>	老 ■ ₹ 1 5 戸 <b>薬</b> ) (開加	共同住室 □改築 改部分容	老等 □	で記入してください。 複合建築物 住宅と非住宅の複合建築物の場合はこちらにチェ クしてください。
<ul> <li>(5. 建築物の階数】 (地上)</li> <li>(6. 建築物の用途】 (長屋)</li> <li>□非住宅建築物 □一戸建ての住宅</li> <li>(7. 建築物の住戸の数】</li> <li>建築物全体 □</li> <li>(8. 工事種別】 ■新築 □増額</li> <li>(9. 建築物の床面積】 (床面積</li> </ul>	老 ■ ₹ 1 5 戸 <b>薬</b> ) (開加	共同住室 □改築 改部分容	老等 □	で記入してください。 複合建築物 住宅と非住宅の複合建築物の場合はこちらにチェ クしてください。
【6.建築物の用途】 (長屋) □非住宅建築物 □一戸建ての住宅 【7.建築物の住戸の数】 建築物全体 【8.工事種別】 ■新築 □増築 【9.建築物の床面積】 (床面積	老 ■ ₹ 1 5 戸 <b>薬</b> ) (開加	共同住室 □改築 改部分容	老等 □	で記入してください。 複合建築物 住宅と非住宅の複合建築物の場合はこちらにチェ クしてください。
□非住宅建築物 □一戸建ての住宅  (7. 建築物の住戸の数 ]  建築物全体 □  (8. 工事種別 ] ■新築 □増第  (9. 建築物の床面積 ] ( 床面積	1 5 戸 築 ) (開 <i>t</i>	□改築		2複合建築物 住宅と非住宅の複合建築物の場合はこちらにチェ クしてください。
建築物全体 コース	築 ) (開力	汝部分を		物の場合はこちらにチェクしてください。
建築物全体 コース	築 ) (開力	汝部分を		物の場合はこちらにチェクしてください。
(9. 建築物の床面積) (床面積	)(開加	汝部分を		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			を除いた部	 3分の床面積)
【イ 新築】 ( 90(	$0 \text{ m}^2$	,		
	· 111 /	(	8 2 0 m	<sup>2</sup> )
【口. 增築】 全体(	$m^2$ )	(	m	$\binom{2}{1}$
增築部分(	$m^2$ )	(	m	<sup>2</sup> )
【ハ. 改築】 全体(	$m^2$ )	(	m	$\binom{2}{1}$
改築部分(	m²)	(	m	<sup>2</sup> )
[10. 構造] 鉄筋コンクリート 造	一部		: 	造
[11. 法附則第3条の適用の有無]				
□有(竣工年月日    年	月	日	竣工)	(特定增改築)
■無				
[12. 基準省令附則第2条の適用の有無]	l			
□有(国土交通大臣が定める基準に通	適合する	もの)	(気候風土	上適応住宅)
<b>■</b> 無				
[13. 基準省令附則第3条又は第4条の通		-		
	日 竣工)			で基準一次エネルギー
<b>=</b> 無		消	費量の緩和	<b>如等)</b>
[14. 該当する地域の区分] 6 地域	-			
		告示改	正により、「	R1.11.16から
15. 建築物全体のエネルギー消費性能】				となっています。
【イ. 非住宅建築物】 (一次エネルギー消費量に関する事項				

GJ/年

基準一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ( )
□基準省令第1条第1項第1号ロの基準 <i>(簡易計算(モデル建物法))</i>
B E I ( )
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
【ロ. 一戸建ての住宅】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 (標準計算 (住戸評価))
外皮平均熱貫流率 W/(㎡・K) (基準値 W/(㎡・K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 (簡易計算[住戸評価] (モデル住宅法))
外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$ )
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <i>(仕様確認) →別紙へ</i>
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(H28.4.1以前の建築物の適用除外)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 <i>(標準計算)</i>
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ( )
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 <i>(簡易計算(モデル住宅法))</i>
B E I ( )
□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 <i>(仕様確認) →別紙へ</i>
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
【ハ.共同住宅等】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
■基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 <i>(標準計算[各住戸])→第4面へ</i>
□基準省令第1条第1項第2号イ⑵の基準
(簡易計算[各住戸](モデル住宅法))→第4面へ
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <i>(仕様確認) →第4面及び別紙へ</i>
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(H28.4.1以前の建築物の適用除外)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
■基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 (標準計算)
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 <i>(共用部の計算有り)</i>
□第2号 <i>(共用部の計算無し)</i> )
基準一次エネルギー消費量 659.0 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 544.3 GJ/年

```
BEI ( 0.77 )
 □基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 (簡易計算 (モデル住宅法) )
    基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 (共用部の計算有り)
     □第2号 (共用部の計算無し))
     BEI (
 □基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 (仕様確認) →第4面及び別紙へ
 □国土交通大臣が認める方法及びその結果
   (
【二. 複合建築物】
□基準省令第1条第1項第3号イの基準 (非住宅部分と住宅部分それぞれ評価)
  (非住宅部分)
   (一次エネルギー消費量に関する事項)
   □基準省令第1条第1項第1号イの基準 (標準計算(標準入力法等))
    基準一次エネルギー消費量
                    G.J/年
    設計一次エネルギー消費量
                      GI/年
    BEI (
   □基準省令第1条第1項第1号ロの基準 (簡易計算 (モデル建物法))
     BEI (
   □国土交通大臣が認める方法及びその結果
  (住宅部分)
   (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
   □基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 (標準計算「各住戸「1) →第4面へ
   □基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
                   (簡易計算[各住戸] (モデル住宅法) ) →第4面へ
   □基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 (仕様確認) →第4面及び別紙へ
   □国土交通大臣が認める方法及びその結果
     (
   □基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
                         (H28.4.1以前の建築物の適用除外)
   (一次エネルギー消費量に関する事項)
   □基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準 (標準計算)
      基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 (共用部の計算有り)
       □第2号 (共用部の計算無し))
       基準一次エネルギー消費量
                       G.J/年
       設計一次エネルギー消費量
                        G.J/年
       □基準省令第1条第1項第2号□(2)の基準 (簡易計算 (モデル住宅法))
      基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 (共用部の計算有り)
         □第2号 (共用部の計算無し))
       BEI (
                    )
   □基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 (仕様確認) →第4面及び別紙へ
   □国土交通大臣が認める方法及びその結果
□基準省令第1条第1項第3号ロの基準 (非住宅・住宅統合して評価)
```

(複合建築物)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 <i>(共用部の計算有り)</i>
□第2号 (共用部の計算無し))
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ( )
(住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 (標準計算[各住戸]) →第4面へ
□基準省令第1条第1項第2号イ⑵の基準
(簡易計算[各住戸](モデル住宅法))→第4面~
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <i>(仕様確認) →第4面及び別紙へ</i>
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(H28.4.1以前の建築物の適用除外)
【16. 工事着手予定年月日】令和4年12月20日
【17. 工事完了予定年月日】令和5年 5月10日
【18. 備考】
・特定増改築の場合は、増築部の BEI 値を記入して
ください。
・テナント工事等により、完了検査時に設備未設置の

場合は、その旨を記載してください。

[住戸に関する事項] 別紙による ―――

【1. 住戸の番号】		<b>共同住宅</b>	等で別紙を使用する
【2. 住戸の存する階】		場合に記	!入してください。
【3. 専用部分の床面積】	m²		
【4. 住戸のエネルギー消費性能】			
(外壁、窓等を通しての熱の損失	その防止に	関する事項)	
□基準省令第1条第1項第2号	テイ(1)の基	準	
外皮平均熱貫流率	$W/(m^2 \cdot K$	) (基準値	$W/(m^2 \cdot K))$
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値	)
□基準省令第1条第1項第2号	テイ(2)の基	準	
外皮平均熱貫流率	$W/(m^2 \cdot K)$	) (基準値	$W/(m^2 \cdot K))$
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値	)
□基準省令第1条第1項第2号	テイ(3)の基	準	
□国土交通大臣が認める方法及	びその結	果	
(		)	
□基準省令附則第4条第1項の	)規定によ	る適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する	事項)		
□基準省令第1条第1項第2号	5口(1)の基	準	
基準一次エネルギー消費量	GJ	/年	
設計一次エネルギー消費量	GJ	/年	
B E I ( )			
□基準省令第1条第1項第2号	5口(2)の基	準	
B E I ( )			
□基準省令第1条第1項第2号	5口(3)の基	準	
□国土交通大臣が認める方法及	びその結	果	
(		)	

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を 用いる場合

1. 住戸に係る事項			
(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防	止に関する	措置	
1)屋根又は天井 【断熱材の施工法】□内断熱 □	]外断熱	□両面断熱	
□充填断熱□□			
	$(m^2 \cdot K))$	□熱抵抗値(	$(m^2 \cdot K)/W)$
2)壁 【断熱材の施工法】□内断熱 □	]外断熱	□両面断熱	
□充填断熱□□充填断熱□□			
	$(m^2 \cdot K))$		$(m^2 \cdot K)/W)$
3)床			
(イ)外気に接する部分 【該当箇所の有無】□有 □無			
【断熱材の施工法】□内断熱	□外断熱	□両面断熱	
□充填断熱		熟 □内張断熱	
【断熱性能】□熱貫流率(	$W/(m^2 \cdot K)$	) □熱抵抗値(	$(m^2 \cdot K)/W)$
(ロ)その他の部分 【該当箇所の有無】□有 □無			
【断熱材の施工法】□内断熱	□外断熱	□両面断熱	
		熟 □内張断熱	
【断熱性能】□熱貫流率(	$W/(m^2 \cdot K)$	) □熱抵抗値(	$(m^2 \cdot K)/W)$
4) 土間床等の外周部分の基礎壁 (イ)外気に接する部分			
【該当箇所の有無】□有 □無			
【断熱性能】□熱貫流率(	$W/(m^2 \cdot K)$	) □熱抵抗値(	$(m^2 \cdot K)/W)$
(ロ) その他の部分			
【該当箇所の有無】□有 □無 【断熱性能】□熱貫流率(	$W/(m^2 \cdot K)$	) □熱抵抗値(	(m² • K)/W)
5)開口部	W/ (III • K)		(III • K)/W)
	$W/(m^2 \cdot K)$	)	
【日射遮蔽性能】	~ #	<b>\</b>	
□開口部の日射熱取得率(日射熱 □ガラスの日射熱取得率(日射熱		)	
□分グスの日射熱取得準(日射熱)□付属部材	以行平	)	
□ひさし、軒等			
6)構造熱橋部			
【該当箇所の有無】□有 □無 【断熱性能】断熱補強の範囲(	mm)	断熱補強の熱抵抗値	$(m^2 \cdot K)/W$
【阿然江土比】 阿然州近天》 2 电四	шш)	网 然何用 0至 0 7 然 0 5 0 0 1 0 1 0 1 0 0	( (III · IX)/ W)
(2) 一次エネルギー消費量に関する措置			
【暖房】暖房設備(			)
効率(			)
【冷房】冷房設備(			)
効率(			)
【換気】換気設備(			)
効率(			)
【照明】照明設備(			)
【給湯】給湯設備(			)
効率(			)

2. 備考

### 1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
  - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
- 2. 第一面関係
  - ① 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3. 第二面関係
  - ① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。
  - ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
  - ③ 【2.代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

### 4. 第三面関係

- ① 【6.建築物の用途】及び【8.工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れてください。
- ② 【7.建築物の住戸の数】の欄は、【6.建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【9.建築物の床面積】の欄は、【8.工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記入してください。増築又は改築の場合は延べ面積を合わせて記入してください。
- ④ 【9.建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ⑤ 【11. 法附則第3条の適用の有無】及び【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】 の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物の 新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓ | マークを入れてください。
- ⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。)。
- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イから二までのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イから二までの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
  - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れた上で記載してください。
  - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値( 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

- (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体(複合建築物の場合は住宅部分全体)での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準 一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。 「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

### 5. 第四面関係

- ① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3.専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
  - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れた上で記載してください。
  - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値 (基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
  - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
  - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## 6. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✔」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」の うち、該当するチェックボックスに「 $\checkmark$ 」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください
- ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✔」マーク

を入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

- ① 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✔」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)(熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値)を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。